

広島県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

安芸郡熊野町字東深原九八の一二から九八の一七まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、九八の一八、九八の一九から九八の二七まで（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、九八の三一から九八の三八まで、九八の三九から九八の四二まで・九八の四七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九八の七七から九八の九七まで、九八の九九から九八の一〇二まで、九八の一〇八から九八の一〇九まで、字深原平二六八二の一七から二六八二の一〇九まで、二六八二の一二〇（次の図に示す部分に限る。）、二六八二の一二五、二六八二の一二六（次の図に示す部分に限る。）、二六八二の一二七、二六八二の一二八、二六八二の一二九から一三四まで・二六八二の一三七・二六八二の一三九・二六八二の一四一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二六八二の一四二、二六八二の一四三（次の図に示す部分に限る。）、二六八二の一五二、二六八二の二一六（次の図に示す部分に限る。）、二六八二の二三一、二六八二の二三二、二六八二の二三三（次の図に示す部分に限る。）、二六八二の二四六から二六八二の二五二まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び熊野町役場に供え置いて縦覧に供する。）